

入札関係書類受領書（電子入札・紙入札共通）

入札関係の書類をホームページ又は電子調達システムからダウンロードした場合には、本票の下記太枠にご記入の上、メール又は郵送により必ずご提出ください。

ご提出がない場合、仕様の変更や他の参加予定業者様からの質問への回答等、各種のご連絡ができないおそれがあります。

<宛 先>

〒880-0805 宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎5階
宮崎労働局総務部総務課 会計第1係
MAIL: miyazakikaikei@mhlw.go.jp

入札案件 名称	令和8年度一般定期健康診断及び情報機器作業健康診断にかかると業務委託契約（単価契約）
---------	--

受領日 (ダウンロード日)		令和 年 月 日
事業所	名称	
	所在地	
担当者	氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	
参加入札方式（予定）	<input type="checkbox"/> 電子調達システム <input type="checkbox"/> 紙入札 (いずれかにチェック)	

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年5月15日

支出負担行為担当官

宮崎労働局総務部長 小森 康正

1 競争入札に付する事項

(1) 調達件名

令和8年度一般定期健康診断及び情報機器作業健康診断にかかる業務委託契約（単価契約）

(2) 調達件名の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間又は履行期限

契約締結日から令和9年2月28日まで。

(4) 履行場所

仕様書による。

(5) 入札方法

入札金額は総価で行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 電子調達システムの利用

本案件は、原則、電子入札によることとし、電子調達システムで行う。なお、電子調達システムにより難しい者は、支出負担行為担当官に書面により申し出た場合に限り紙入札方式による入札を認める。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和7・8・9年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」で「A」「B」又は「C」等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

(4) 資格審査申請書又は添付資料に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

(5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

(6) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、入札書提出期限の直近2年間の保険料の滞納がないこと。

(7) 入札書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令（※）に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る）を受けた者にあつては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障をきたすおそれがないこと。

※ 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法

- (8) 入札日時時点で厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (9) 入札参加者は、入札者の提出をもって『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努める者であること。
- (10) 過去1年以内に、宮崎労働局の所管した受託事業において、以下のいずれかに該当し、信頼関係を築くことが困難であって当該受託業務の遂行に支障を来すと判断されるものでないこと。
 - ① 契約書に基づき、受託者の責において、事業の全部若しくは一部の停止、又は契約の解除を受けたこと。
 - ② 契約書に基づき、監督を受け、業務実施に係る指導を受けたにもかかわらず、期日までに改善をしなかったこと。
 - ③ 契約書に基づき、契約者からの報告書等の提出を求められたにもかかわらず、期日までに回答をしない又は回答が不十分など誠実に対応しなかったこと。
 - ④ 契約書に基づく検査の結果、受託者の責において、業務の未履行のために不合格となったこと。
- (11) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあつては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいる者であること。
- (12) 「情報セキュリティマネジメントシステム（国際標準規格 ISO/IEC27001 又は日本工業規格 JISQ27001）の認証」又は「プライバシーマーク（JISQ15001）」のうち、いずれかを取得していること。ただし、取得していない場合、個人情報の管理を適切に行う能力を有する者であること。
- (13) 過去に本事業と同等規模以上の類似業務の実績を有していること。

3 競争執行の場所及び日時等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
〒880-0805 宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎5階
宮崎労働局総務部総務課会計第一係 電話 0985-38-8820
宮崎労働局ホームページ (<https://jsite.mhlw.go.jp/miyazaki-roudoukyoku/>)
「お役立ち情報」→「調達・売払情報」→「入札情報」→「2026年度」
電子調達システムのURL <https://www.geps.go.jp/>
- (2) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
上記3(1)に同じ
- (3) 入札説明書交付期間
令和8年5月15日（金）から令和8年6月2日（火）まで
- (4) 競争参加資格確認関係書類の受領期限及び提出場所
受領期限 令和8年6月2日（火）17時00分
提出場所 3(1)に同じ
- (5) 入札書の受領期限及び提出場所
受領期限 令和8年6月2日（火）17時00分
提出場所 3(1)に同じ
- (6) 開札の日時及び場所
日時 令和8年6月3日（水）10時00分

場所 宮崎労働局総務部総務課会議室

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加する者は、あらかじめ、宮崎労働局から仕様書の交付を受け、仕様内容に応じた契約を締結できるようにすること。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者、その他入札の条件に違反した入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要。

(6) 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、会計法第29条の6の規定により、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合は、最低価格の入札者を落札者としがない場合がある。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) その他

詳細は入札説明書による。

入札説明書

「令和8年度一般定期健康診断及び情報機器作業健康診断にかかる業務委託契約（単価契約）」の入札については、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官 宮崎労働局総務部長 小森 康正

2 競争入札に付する事項

(1) 調達件名

令和8年度一般定期健康診断及び情報機器作業健康診断にかかる業務委託契約（単価契約）

(2) 履行期間又は履行期限

契約締結日から令和9年2月28日まで。

(3) 履行場所

仕様書による。

(4) 入札方法

ア 入札金額は総価で行う。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者は、仕様書等に示す業務に係る経費のほか、契約履行に要する人件費及び一切の諸経費を含めた金額の総額（以下「総価」という。）を入札金額とする。

ウ また、入札金額の内訳を記載した入札様式5-①及び5-②入札金額内訳書を提出すること。

(5) 入札保証金及び契約保証金

免除する。

3 電子調達システムの利用について

本案件は、原則、電子入札によることとし、電子調達システムで行う。

なお、電子調達システムによりがたい者は、支出負担行為担当官に書面により申し出た場合に限って、紙入札方式によることができる。

なお、電報、FAX及び電子メールによる提出は認められない。

4 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和7・8・9年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」で「A」「B」又は「C」等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

- (4) 資格審査申請書又は添付資料に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (6) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、入札書提出期限の直近2年間の保険料の滞納がないこと。
- (7) 入札書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令（※）に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る）を受けた者にあつては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障をきたすおそれがないこと。
- ※ 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法
- (8) 入札日時時点で厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (9) 入札参加者は、入札者の提出をもって『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努める者であること。
- (10) 過去1年以内に、宮崎労働局の所管した受託事業において、以下のいずれかに該当し、信頼関係を築くことが困難であつて当該受託業務の遂行に支障を来すと判断されるものでないこと。
- ① 契約書に基づき、受託者の責において、事業の全部若しくは一部の停止、又は契約の解除を受けたこと。
- ② 契約書に基づき、監督を受け、業務実施に係る指導を受けたにもかかわらず、期日までに改善をしなかったこと。
- ③ 契約書に基づき、契約者からの報告書等の提出を求められたにもかかわらず、期日までに回答をしない又は回答が不十分など誠実に対応しなかったこと。
- ④ 契約書に基づく検査の結果、受託者の責において、業務の未履行のために不合格となったこと。
- (11) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあつては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいる者であること。
- (12) 「情報セキュリティマネジメントシステム（国際標準規格 ISO/IEC27001 又は日本工業規格 JISQ27001）の認証」又は「プライバシーマーク（JISQ15001）」のうち、いずれかを取得していること。ただし、取得していない場合、個人情報情報の管理を適切に行う能力を有する者であること。
- (13) 過去に本事業と同等規模以上の類似業務の実績を有していること。
- (14) 本業務の作業場所及びデータの保管場所は、日本国内とすること。

5 入札に関する質問

- (1) この入札説明書、仕様書等に関する質問がある場合は、書面により提出すること。

書面の様式は任意とし、提出期限、提出先及び提出方法は以下のとおりとする。

ア 提出期限

令和8年5月26日（火）17時00分

イ 提出先

〒880-0805 宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎5階

宮崎労働局総務部総務課会計第一係

電話番号：0985-38-8820

メールアドレス：miyazakikaikei@mhlw.go.jp

ウ 提出方法

郵送、持参又はメールによって提出すること。

(2) 質問に対する回答は、「入札関係書類受領書（電子入札・紙入札共通）」を提出した全ての者に、随時メール等により通知する。

6 入札への参加について

この入札に参加しようとする者は、あらかじめ、宮崎労働局ホームページ又は電子調達システムから仕様書を入手すること。

また、仕様書を入手した場合は、必ず「入札関係書類受領書（電子入札・紙入札共通）」を提出すること。

(1) 競争参加資格確認関係書類（入札参加届等）の提出期限

令和8年6月2日（火）17時00分

(2) 提出書類

ア 電子調達システム及び紙入札による方式とも、次の書類を提出すること。

(ア) 入札参加届（兼自己申告書）（入札様式1）

(イ) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

(ウ) 暴力団等に該当しない旨の誓約書及び役員名簿（入札様式2）

(エ) 「情報セキュリティマネジメントシステム（国際標準規格 ISO/IEC27001 又は日本工業規格 JISQ27001）の認証」又は「プライバシーマーク（JISQ15001）」の資格証書の写し又は個人情報管理の管理体制等報告書（入札様式3）

イ 紙入札による場合は、上記アのほか、次の書類を併せて提出すること。

(ア) 電子入札案件の紙入札方式での参加について（入札様式4）

(3) 提出方法及び提出場所

ア 電子調達システムによる場合

上記（2）アに示す書類をスキャナ等により電子データ化させて電子調達システムにより送信すること。

電子調達システムのURL <https://www.geps.go.jp/>

イ 紙入札方式による場合

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。）により、上記5（1）イの場所に提出すること。

7 入札書の提出について

(1) 提出期限

令和8年6月2日（火）17時00分

(2) 提出書類

ア 入札書（紙入札方式による場合、入札様式5）

イ 入札金額内訳書（入札様式6-①及び6-②）

ウ 委任に関する届出書（紙入札方式用）（入札様式7）（代理人により紙入札する場合のみ）

エ 紙による入札で、再度入札を希望する場合は、それぞれの封筒の封皮に「〇回目」と記入し、何回目入札書か分かるようにする。

(3) 提出方法及び提出場所

上記6（3）と同様とする。

8 落札者の決定方法

- (1) 本案件仕様書に定める要求要件を全て満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 最低価格の入札者となった場合でも、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、または、その者と契約を締結することが公正の取引の秩序を乱す恐れがあつて著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。

9 開札の日時及び場所

- (1) 開札日時
令和8年6月3日（水）10時00分
- (2) 開札場所
宮崎労働局総務部総務課会議室

10 その他

(1) 入札結果の公表

落札者が決定したときは、入札結果は、落札者の氏名、住所及び落札金額等の落札結果について公表するものとする。

(2) 入札に係る注意事項

ア 開札は、指定した場所及び日時に行う。

(ア) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、やむを得ない事情により入札者又はその代理人が立ち会うことができない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(イ) 電子調達システムにより入札書を提出した入札者は、開札場における立ち会いは不要である。ただし、開札時刻に電子調達システムを利用できる端末の前で待機し、直ちに再度入札に対応できるようにしなければならない。

(ウ) 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。

(エ) 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、関係職員の求めに応じ身分証明書又は入札権限に関する委任状（既に提出済の場合を除く。）を提示又は提出しなければならない。

(オ) 入札者又はその代理人は、関係職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場において電話、電子機器等により他者と通信を行ってはならない。

イ 次に該当する場合の入札は、無効とする。

(ア) 指定した日時までに、指定の場所に到達しない入札

(イ) 紙入札方式によっては記名のない入札書又は要領を得ない入札書

(ウ) 紙入札方式によっては他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

(エ) 本注意事項の各号に反する入札

(オ) その他、担当官において入札書が不完全と認められた場合

(カ) 上記6（2）ア（ウ）の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

(キ) 競争参加資格のない者及び入札条件に違反した者の提出した入札書

ウ 上記8の落札方法により落札となるべき同数値の入札をしたものがあるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじを実施することにより、落札者を決定するものとする。

エ 再度入札

(ア) 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、ただちに再度入札を行う。

なお、電子調達システムにおいては、再度入札通知書に示す時刻までに再度入札を行うものとする。

(イ) 紙による入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札は辞退したものとみなす。

(ウ) 再度入札は、当初の入札と同じ方法（電子入札の場合は電子入札、紙入札の場合は紙入札）で行わなければならない。

(3) 仕様書の手交を受けるにあたっての注意事項

この入札に関して担当官が手交する仕様書は、この入札に係る競争参加資格を満たした者のうち、入札に参加しようとする者に対して、調達品目の仕様に関する具体的な情報を提供する手段として作成しているものであるため、目的を遂行することのほかに複製することを禁ずる。

(4) 契約関係書類の真正性の確保

押印が省略された契約関係書類が提出された場合は、以下のように取り扱う。

なお、契約書の押印は省略ができないので留意すること。

ア 担当者等から提出される契約関係書類については、事業者としての決定であること。

イ 押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があります。

ウ 「契約書（案）」は、確定したものではなく、契約の相手方決定後、協議の上決定することとする。

11 入札等に関する問い合わせ先

〒880-0805 宮崎市橋通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎5階

宮崎労働局総務部総務課会計第一係

電話番号：0985-38-8820

メールアドレス：miyazakikaikei@mhlw.go.jp

◎ 様式等

- ・入札様式1 入札参加届（兼自己申告書）
- ・入札様式2 暴力団等に該当しない旨の誓約書及び役員名簿
- ・入札様式3 個人情報管理の管理体制等報告書
- ・入札様式4 電子入札案件の紙入札方式での参加について
- ・入札様式5 入札書（紙入札方式用）
- ・入札様式6-①及び6-② 入札金額内訳書
- ・入札様式7 委任に関する届出書（紙入札方式用）

入札参加届(兼自己申告書)
【電子入札・紙入札共通】

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
宮崎労働局総務部長 殿届出人 住所
名 称
入札有資格者氏名

私は、入札説明書に基づき、次のとおり、宮崎労働局が行う入札に参加することを届け出ます。
なお、この届出に虚偽があった場合、契約解除・損害賠償の請求等について、契約後であっても一切異議は申し立てません。

【届出事項】

- 1 入札件名 令和8年度一般定期健康診断及び情報機器作業健康診断にかかる
業務委託契約(単価契約)
- 2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項について
- (1) 令和7・8・9年度厚生労働省競争入札参加資格(全省庁統一資格)
【 役務の提供等 】 の等級 () 等級
- (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない。 はい ・ いいえ
- (3) 入札参加届等書類(証明書等)及び添付書類に虚偽の事実を記載していない。
はい ・ いいえ
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していない。 はい ・ いいえ
- (5) 社会保険等に参加し、入札書提出期限の直近2年間の保険料の滞納がない。
はい ・ いいえ
- (6) 入札書提出期限の直近1年間において、厚生労働省所管法令違反により、送検され、行政
処分を受け、又は行政指導を受けていない。
また、厚生労働省から指名停止の措置を受けていない。
はい ・ いいえ
- (7) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者
又は精神障害者を雇用している、又は障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善
に取り組んでいる。 はい ・ いいえ
- (8) 過去1年以内に、宮崎労働局の所管した委託事業において、信頼関係を築くことが困難で
あって当該委託業務の遂行に支障を来すと判断されるものでない。
はい ・ いいえ
- (9) 「情報セキュリティマネジメントシステム(国際標準規格 ISO/IEC27001又は日本工業
規格 JISQ27001)の認証」又は「プライバシーマーク(JISQ15001)」のうち、いずれか
を取得している。取得していない場合、個人情報の管理を適切に行う能力を有する者で
ある。
はい ・ いいえ

【添付書類】

- ①資格審査結果通知書(厚生労働省一般競争(指名競争)参加資格)の写し
②暴力団等に該当しない旨の誓約書及び役員名簿(入札様式2)
③「情報セキュリティマネジメントシステム(国際標準規格ISO/IEC27001又は日本工業規格
JISQ27001)の認証」又は「プライバシーマーク(JISQ15001)」の資格証書の写し。これ
らを取得していない場合、個人情報の管理体制等報告書(入札様式3)

暴力団等に該当しない旨の誓約書

当社は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

住所（又は所在地）

社名

代表者名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる（別添）資料を添付すること。

個人情報の管理体制等報告書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
宮崎労働局総務部長 殿

住所又は所在地
受託者名 氏名又は商号
代表者氏名

「令和8年度一般定期健康診断及び情報機器作業健康診断にかかる業務委託契約（単価契約）」に関する個人情報の管理体制等について、下記のとおり報告します。

1 管理責任体制に関する事項

個人情報管理責任者	(所属・役職)	(氏名)
作業責任者	(所属・役職)	(氏名)

2 事務取扱担当者に関する事項

部署名	
事務担当者	

※事務担当者は、個人情報の取得から廃棄までの事務に従事する全ての者が該当となります。

3 個人情報の保管、管理に関する事項

保管場所及び保管方法	
内部規則等	(具体的に記入すること)

支出負担行為担当官
宮崎労働局総務部長 殿

届出人

住 所

名 称

入札者名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式で参加いたします。

記

1 入札案件名

令和8年度一般定期健康診断及び情報機器作業健康診断にかかる業務委託契約
(単価契約)

2 電子調達システムでの参加ができない理由

入札金額内訳書

件名 令和8年度一般定期健康診断及び情報機器作業健康診断にかかる業務委託契約（単価契約）

（一般定期健康診断）

	検査項目	予定受診者数 (①)	単価 (②)	金額 (①×②)
基本 項目	1 身体計測	429名	円	円
	2 胸部X線撮影 (間接撮影)	422名	円	円
	3 胸部X線撮影 (直接撮影)	1名	円	円
	4 喀痰細胞診 (肺がん検査)	23名	円	円
	5 血圧測定	429名	円	円
	6 尿検査	429名	円	円
	7 血液検査 (赤血球数等)	368名	円	円
	8 心電図検査	366名	円	円
	9 胃検診	166名	円	円
	10 便潜血反応検査	307名	円	円
	11 問診	429名	円	円
追加 項目	12 血液検査 (空腹時の血中 グルコース量等)	1名	円	円
	13 ヘモグロビンA1c検査	1名	円	円
	14 微量アルブミン 尿検査	1名	円	円
	15 負荷心電図検査 又は胸部超音波検査	1名	円	円
	16 頸部超音波検査	1名	円	円
	17 空腹時のLDL、HDL コレステロール 及び中性脂肪検査	1名	円	円
	18 風疹抗体検査	1名	円	円
小計①				円

※上記金額には、消費税及び地方消費税を含まないこと。

令和 年 月 日

住 所
商 号 又 は 名 称
代表者氏名又は代理人の氏名

入 札 金 額 内 訳 書

件名 令和8年度一般健康診断及び情報機器作業健康診断にかかる業務委託契約（単価契約）

（情報機器作業健康診断）

検査項目	予定対象者数 (①)	単価 (②)	金額 (①×②)
1 問診	75名	円	円
2 視力検査			
3 屈折検査			
4 眼位検査			
5 調節機能検査			
6 眼圧検査			
7 筋骨格系に関する検査			
小計②			円
合計 (小計①+小計②)			円

※上記金額には、消費税及び地方消費税を含まないこと。

令和 年 月 日

住 所
商 号 又 は 名 称
代表者氏名又は代理人の氏名

委任に関する届出書

【紙入札方式用】

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
宮崎労働局総務部長 殿

届出人 住 所
名 称

入札有資格者氏名

私は、宮崎労働局が行う入札に関して、『 』を代理人と
定め、下記のとおり委任します。

記

1 委任事項

- 入札書の記入に関する事項
- 入札書の提出に関する事項
- その他、入札の場において、有資格者がなすべき事項

2 委任案件

「令和8年度一般定期健康診断及び情報機器作業健康診断にかかる業務委託契約
(単価契約)」の入札事案について委任する。

厚生労働省と契約中の事業者の皆様へ

最近の物価高を踏まえ、厚生労働省は、 価格交渉に誠実に対応します。 まずはお気軽にご相談ください。

価格交渉をすることで不利益を受けることはありません！

- 1 最低賃金額の改定や物価上昇に適切に対応することが、政府方針として閣議決定されています。
- 2 厚生労働省では、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇を適切に価格転嫁できるよう、契約締結後の価格交渉に応じています。
- 3 現在の契約金額では、十分な価格転嫁ができない等、お困りのことがありましたら、各契約担当者までお気軽にご相談ください。

こんな時は、契約に関する通報窓口にご相談ください！

例

- 1 コストが上昇したため、価格交渉を申し出たが、応じてもらえなかった。

例

- 2 発注量減少や取引停止が不安で、価格交渉を申し出にくい。

例

- 3 価格交渉の結果、必要な価格転嫁がなされなかった。

契約に関する通報窓口 お問い合わせ先

担当 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省大臣官房会計課会計企画調整室

E-mail keiyaku-tsuho@mhlw.go.jp

FAX 03-3595-2121

仕 様 書

契約件名

令和8年度一般定期健康診断及び情報機器作業健康診断にかかる業務委託契約（単価契約）

1 共通事項

（1） 予定対象者

宮崎労働局（以下「労働局」という。）、各労働基準監督署及び各公共職業安定所（以下「署所」という。）に所属する職員・非常勤職員。

予定対象者数は、別紙1（令和8年度予定対象者数）のとおり。なお、本数値は昨年度の対象者に基づくものであるため、若干の変動が予定される。

（2） 未受診者について

各実施場所における受診者は、労働局、署所に所属する職員及び非常勤職員とするが、都合により実施日に所属する労働局、署所で受診できない職員は、労働局及び他の署所における実施場所でも受診できるよう配慮すること。

（3） 個人情報等について

- ① 受託者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の職員が識別され、又は識別され得るものをいう。）の保護の重要性を認識し、本件業務を実施するにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないように適切に取り扱うこと。
- ② 受託者は、本件業務に関して知ることのできた個人情報をほかに漏らしてはならないこと。契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- ③ 受託者は、本件業務のために個人情報を収集するときは、業務を実施するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行うこと。
- ④ 受託者は、本件業務に関して知ることができた個人情報は、漏洩等することのないように、適正な管理のための必要な措置を講じること。又、本件業務に従事している者に対して、業務で知り得た個人情報は、在職中はもちろん退職後も他に漏洩することのないように必要な措置を講ずること。
- ⑤ 受託者は、指示がある場合を除き、本件業務に関して知ることのできた個人情報を健康診断以外の目的で利用し、第三者に提供してはならないこと。
又は、本件業務以外の目的に使用することのないように、個人情報の保護に関し必要な事項を周知すること。
- ⑥ 情報漏えい及び作業計画の大幅な遅延等の問題が生じた場合は、以下の連絡先にその問題の内容について報告すること。

（事業担当部局） 宮崎労働局総務部総務課総務係 0985-38-8820

（契約担当部局） 宮崎労働局総務部総務課会計第一係 0985-38-8820

(4) 再委託について

業務の実施にあたり、その全部を一括して再委託を行うことはできず、業務の一部の再委託に当たって、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分について、一括して再委託することはできない。

また、契約金額に占める再委託契約金額の割合は、原則2分の1未満とする。

なお、再委託を行う場合は、書面にて労働局に申し出たうえで承認を得る必要があるが、再委託の承認に係る書類については、支出負担行為担当官が定める契約書によるものとする。

(5) 通報窓口の設置

厚生労働省では、受注業者の社員等からの通報を受け付ける専用窓口を設置しているので、以下の内容を社内で説明・周知するとともに、説明・周知した結果を別紙様式1「通報窓口の周知完了報告書」により厚生労働省に報告すること。

厚生労働省では、契約の適正な履行の確保を目的として、受注業者に契約違反などがある場合に、受注業者の社員等からの通報を受け付けることができるよう専用窓口を設置しています。

今般、貴社との契約を締結しましたので、当該契約について、今後、不適正な業務の実施が確認された場合又は疑われる場合がありますら、次の専用窓口までご連絡ください。

(通報窓口) 厚生労働省大臣官房会計課会計企画調整室

(1) 書面(郵送)の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省大臣官房会計課会計企画調整室 宛

(2) FAXの場合

厚生労働省大臣官房会計課会計企画調整室

03-3595-2121

(3) メールの場合

keiyaku-tsuho@mhlw.go.jp (専用メールアドレス)

(6) 契約履行後のデータ廃棄の確認方法

本業務で作成したデータ等については、業務の終了に伴い不要となった場合又は労働局総務課会計第一係から廃棄の指示があった場合には、回復が困難な方法により速やかに廃棄し、別紙様式2「一般定期健康診断及び情報機器作業健康診断業務に係るデータ等の利用後の廃棄について」を労働局総務課会計第一係に提出すること。

(7) その他

- ① 本仕様書に定めのない事項または内容について疑義が生じた場合は、その都度労働局総務課総務係(以下「総務係」という。)と協議することとし、また、署所での詳細事項等については、署所の担当者との協議すること。(署所での協議内容につ

- いては、事前に総務係に報告すること。)
- ② この業務委託について、本仕様書または契約事項に明示されていない事項であっても、業務委託の性質上当然必要なものは、総務係の指示に従い受託者の負担で行うこと。
 - ③ 代金については、一般健康診断及び情報機器作業健康診断それぞれの業務が完了し、労働局検査職員の検査合格後に、労働局総務課会計第一係が指定した請求区分ごとに分けて請求すること。
 - ④ 受託者は、一般健康診断及び情報機器作業健康診断を実施する際は、安全に配慮するように努めること。万が一職員に負傷（針刺し等）させたときは、直ちに総務係に負傷させた状況等を報告すること。また、受託者の職員等に対しても、十分な安全対策を講じておくこと。

2 一般健康診断

(1) 履行期間

契約締結日から令和8年11月30日までの土日祝日を除く期間。

ただし、原則として令和8年6月10日から令和8年9月30日までの間に受託者が巡回する又は受託者まで職員が出向くことにより検査を行うこととし、それ以降は予備期間とする。

また、実施日程は2日以上に分けること。

(2) 検査項目及び検査内容

- ① 別紙2のとおり
- ② ただし、脳血管疾患及び心臓疾患の発生にかかわる身体の状態に関する検査（別紙2の項目のうち、腹囲（肥満度）、血圧、血糖、LDLコレステロール・HDLコレステロール（又は中性脂肪）の4項目）において、全て異常の所見があると診断された場合（指導区分で「要治療」「要観察」とされた者を除く）は、下記の検査を行うこととする。
 - a. 空腹時の血中グルコース量の検査
 - b. ヘモグロビンA1c検査
 - c. 微量アルブミン尿検査（尿中たんぱく検査において、疑陽性(±)又は弱陽性(+)の所見があると診断された職員に限る。）
 - d. 負荷心電図検査又は胸部超音波検査
 - e. 頸部超音波検査
 - f. 空腹時のLDLコレステロール検査、空腹時のHDLコレステロール検査及び空腹時の中性脂肪検査
- ③ 予定対象者からの希望があれば、一般定期健康診断時に風疹抗体検査を行うこととする。なお、検査方法はEIA法とする。

(3) 実施場所

原則として、受託者が検査会場を確保して行うこととするが、検診車及び労働局、

署所の会議室等における検査実施の可否について、労働局、署所の担当者と別途協議を行うこと。

なお、会場の確保をするにあたり発生する諸費用は受託者が負担することとする。

(4) 実施方法

- ① 検査日については、労働局、署所の多忙日等を避けるよう事前に総務係と協議の上、労働局、署所ごとの受診会場、受診月日にかかる作業計画書（予定表）を令和8年6月5日（金）までに作成し総務係あて提出すること。なお、作業計画書による実施が困難となった場合は、別途協議すること。
- ② 開始時間は原則午前9時からとするが、労働局、署所の担当者より検査時間の変更希望があった場合や受託者が複数の実施場所を巡回する場合は、協議の上決定すること。
- ③ 労働局、署所において、業務に支障がないよう、実施時間帯を出来る限り分散させて実施するよう総務係と事前に協議すること。
- ④ 各場所の会場設営、受付、撤収は、受託者が行うこと。
- ⑤ 各種検査に必要な器材は、受託者が準備すること。
- ⑥ 検査にあたっては、労働局・署所担当者と受託者の間で事前に検査会場、検診車で検査を行う場合は検診車の駐車位置、開始・終了時刻、業務との関連における留意事項、その他必要事項について協議を行うこと。

(5) 検査結果について

- ① 胸部X線写真及び胃部X線写真の読影については、専門医が行うこと。
- ② 労働局、署所の担当者へ各職員・非常勤職員に個別に配付できるようまとめた受診結果個人票を検査後1ヶ月以内に渡すこととし、健診機関名、医師名のほか、各検査内容の検査成績と総合判定を記載することにより、結果を容易に把握できる内容とすること。

総合判定については、異常の有無や病名等を記載し、異常があった場合は「要再検査」「要精密検査」「要治療」「治療中」等の表示またはこれに代わる記号を付すこと。

なお、検査結果表の書面は封筒に入れる等の方法により第三者の目に触れないようプライバシーに十分配慮したものとすること。

- ③ 総務係・署所の所属長へは、②と同様の受診結果個人票の該当職員・非常勤職員分を2部作成し、検査後1ヵ月以内に報告すること。その場合、労働局所属の職員・非常勤職員分は2部とも総務係へ、署所所属の職員・非常勤職員分は1部を署所の所属長へ、1部を総務係へ報告すること。
- ④ 各検査月の翌月末までに、対象検査月内の職員（非常勤職員を含む）にかかる受診結果をまとめて、電子媒体により1部提供すること。提供する際は、委託者の指示に基づき、受診者ごとに内容を区別して、国が示した電子的標準様式（XML形式）により作成すること。なお、XML形式での結果の提供が困難な場合、全検査項目がXML形式に変換可能なCSV形式での提供も可とする。データはCDで提供すること。
- ⑤ また、全ての検査が終了した時点で電子媒体により全受診者の健診結果を1部提供

すること。提供する際は、委託者の指示に基づき、受診者ごとに内容を区別して、国が示した電子的標準様式（XML形式）により作成すること。なお、XML形式での結果の提供が困難な場合、全検査項目がXML形式に変換可能なCSV形式での提供も可とする。データはCDで提供すること。

- ⑥ 本契約に基づき提供する電子媒体（CD）に係る費用は、すべて委託者の負担とする。

3 情報機器作業健康診断

(1) 履行期間

令和8年12月1日から令和9年2月28日までの土日祝日を除く期間。

ただし、原則として令和8年12月1日から令和9年1月31日までの間に受託者が巡回する又は受託者まで職員が出向くことにより検査を行うこととし、それ以降は予備期間とする。

また、実施日程は2日以上に分けて実施すること。（局、署所の会議室を利用する場合は1日でも可能とする）

(2) 検査項目及び検査内容

- ① 問診（業務歴、既往症、自覚症状の有無）
- ② 視力検査（5m視力、近見視力）
- ③ 屈折検査
- ④ 眼位検査
- ⑤ 調節機能検査
- ⑥ 眼圧検査
- ⑦ 筋骨格系に関する検査

(3) 実施場所

原則として、受託者が検査会場を確保して行うこととするが、検診車及び労働局、署所の会議室等における検査実施の可否について労働局、署所の担当者と別途協議を行うこと。

なお、会場の確保をするにあたり発生する諸費用は受託者が負担することとする。

(4) 実施方法

- ① 検査実施日については、労働局、署所の多忙日等を避けるよう事前に総務係と協議の上、労働局、署所ごとの実施会場、実施月日にかかる作業計画書（予定表）を令和8年10月15日（木）までに作成し総務係あて提出すること。なお、作業計画書による実施が困難となった場合は、別途協議すること。
- ② 検査開始時間は午前9時又は午後1時30分からとするが、労働局、署所の担当者より検査時間の変更希望があった場合や受託者が複数の実施場所を巡回する場合等、特段の事情がある場合は、協議の上決定すること。
- ③ 労働局、署所において、検査が原則として勤務時間中（午前9時00分から午後

12時、午後1時から午後3時00分)に終了するように配慮するとともに、業務に支障がないよう、実施時間帯を出来る限り分散するよう総務係と事前に協議すること。

- ④ 各実施場所の会場設営、受付、撤収は、受託者が行うこと。
- ⑤ 各種検査に必要な器材は、受託者が準備すること。
- ⑥ 検査実施にあたっては、労働局・署所担当者と受託者の間で事前に検査会場、検診車で検査を行う場合は検診車の駐車位置、開始・終了時刻、業務との関連における留意事項、その他必要事項について協議を行うこと。

(5) 検査結果について

- ① 労働局、署所の担当者へ各職員・非常勤職員個別に配布できるようまとめた受診結果個人票を検査後1ヶ月以内に渡すこととし、健診機関名、医師名のほか、各検査内容の検査成績と総合判定を記載することにより、結果を容易に把握できる内容とすること。

総合判定については、異常の有無や病名等を記載し、異常があった場合は「要再検査」「要精密検査」「要治療」「治療中」等の表示またはこれに代わる記号を付すこと。

なお、検査結果表の書面は封筒に入れる等の方法により第三者の目に触れないようプライバシーに十分配慮したものとすること。

- ② 総務係・署所の所属長へは、①と同様の受診結果個人票の該当職員・非常勤職員分を2部作成し、検査後1ヵ月以内に報告すること。その場合、労働局所属の職員・非常勤職員分は2部とも総務係へ、署所所属の職員・非常勤職員分は1部を署所の所属長へ、1部を総務係へ報告すること。

4 仕様内容の説明と質疑及びその回答について

入札に参加される事業者については、随時、仕様内容等について説明を行う。

担当者 宮崎労働局 総務部 総務課 総務係 吉田
会計第1係 谷川

電話番号 0985-38-8820

メールアドレス miyazakikaikei@mhlw.go.jp

※重要な質疑等の回答については、「入札関係書類受領書」を提出した事業者全てに対し、当局から回答するものとする。

5 落札者の決定方法

本入札にかかる落札者の決定にあたっては、各検査項目の単価に別紙1の予定対象者数を乗じて得た額を加算した額により、予定価格の制限の範囲内で最も低廉な額をもって入札した者を落札者とする。

令和8年度予定対象者数

検査項目		労働局	宮崎署	延岡署	都城署	日南署	宮崎所	延岡所	日向所	都城所	日南所	高鍋所	小林所	合計人数	
一般定期健康診断	身体計測	145	24	22	18	6	87	36	15	30	13	19	14	429	
	胸部X線撮影	間接撮影	143	24	22	18	6	84	36	14	30	13	18	14	422
	喀痰細胞診		6	1	6	0	0	1	4	2	0	1	2	0	23
	血圧測定		145	24	22	18	6	87	36	15	30	13	19	14	429
	尿検査		145	24	22	18	6	87	36	15	30	13	19	14	429
	血液検査		137	20	15	15	2	71	33	12	25	12	16	10	368
	心電図検査		137	19	15	15	2	71	33	12	25	12	15	10	366
	胃検診	胃部X線間接撮影	60	3	6	6	1	35	17	0	11	9	12	6	166
	便潜血反応検査	便潜血反応検査2日法	113	16	12	8	2	62	30	9	22	11	12	10	307
	問診		145	24	22	18	6	87	36	15	30	13	19	14	429
VDT健康診断		34	2	0	9	0	1	0	0	4	0	16	9	75	

一般定期健康診断実施項目

検査項目	検査内容	対象者
1 身体計測	身長・体重・BMI値・腹囲 視力・聴力	全員(腹囲のみ40歳以上の者)
2 胸部X線撮影		全員【40歳未満の職員(20歳、25歳、30歳、35歳の職員は除く)における場合は医師が必要でないと認める者を除く】
3 喀痰細胞診 (肺がん検査)		40歳以上で下記に該当する者 ・喫煙指数(1日の平均喫煙本数×喫煙年数)が600以上となる者(過去における喫煙者を含む)
4 血圧測定		全員
5 尿検査	蛋白・糖	全員
6 血液検査	赤血球数 白血球数 血色素量 ヘマトクリット値 AST(GOT) ALT(GPT) γ-GTP LDLコレステロール HDLコレステロール 中性脂肪 血糖(空腹時血糖検査)	35歳及び40歳以上の者
7 心電図検査		35歳及び40歳以上の者
8 胃検診	胃内視鏡検査又は胃部X線間接撮影	50歳以上の者
9 便潜血反応検査	便潜血反応検査2日法	40歳以上の者
10 問診	既往歴及び業務歴(喫煙歴、服薬歴) 自覚症状、他覚症状の有無	全員(喫煙歴及び服薬歴は40歳以上)

平成 年 月 日

通報窓口の周知完了報告書

受託者名

当社が厚生労働省と契約しました「一般定期健康診断及び情報機器作業健康診断業務」の実施に当たりまして、厚生労働省では、受託業者が契約に違反した場合、受注業者の社員等から通報を受け付ける専用窓口を設置していることを、以下のとおり当社社員へ周知しましたので、報告します。

【周知方法】

(掲示板への掲示、メール等、周知の方法を具体的に記載すること。)

【周知内容】

(周知した内容を具体的に記載すること。)

年 月 日

一般定期健康診断及び情報機器作業健康診断業務に係る
データ等の利用後の廃棄について

受託者名

業務履行中に作成・活用されたデータ等については、下記のとおり廃棄しましたので、報告します。

記

- 1 データの媒体等及び廃棄方法
(該当する①データの媒体等と②その廃棄方法の両方に○をつけてください。)
 - ・ ①電磁的記録媒体 — ②裁断
 - ・ ①紙媒体 — ②焼却 or 溶解 or 裁断
 - ・ ①外部ネットワークに物理的に接続していないパソコンのデータ — ②データ消去
 - ・ その他 ①(媒体等の種類を記載) — ②(廃棄方法を記載)※ ①と②の組み合わせがない場合も「その他」に記載願います。

- 2 廃棄が完了した年月日
年 月 日
※上記1の廃棄が全て完了した年月日を記入してください。

契 約 書 (案)

支出負担行為担当官 宮崎労働局総務部長 小森 康正 (以下「甲」という。) と〇〇 〇〇 (以下「乙」という。) は、令和 8 年度一般定期健康診断及び情報機器作業健康診断にかかる業務委託契約 (単価契約) (以下「業務」という。) に関し、下記条項により契約を締結する。

(信義誠実の原則)

第 1 条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

(契約の目的)

第 2 条 乙は、「仕様書」に基づき、業務を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(契約単価)

第 3 条 契約単価は、別紙「単価表」のとおりとする。

2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 7 条の 8 2 及び第 7 2 条の 8 3 の規定に基づき、契約単価に 100 分の 10 を乗じて得た額である。

(契約保証金)

第 4 条 この契約の保証金は、免除する。

(契約期間)

第 5 条 契約締結日から令和 9 年 2 月 28 日とする。

(秘密の保持)

第 6 条 乙は、甲の与えた指示及び本契約の遂行上知り得た甲の秘密情報 (書面等をもって甲が乙に提供した情報及び乙が甲の施設内又はそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切をいう。 (以下「秘密情報」という。)) の機密性を保持し、これを本契約の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。

2 乙は、自らの従事者に、本条の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。

3 乙は、秘密情報の漏洩等があった場合には直ちに甲へ連絡するものとし、その対応に係る甲の指示に従わなければならない。

4 乙が本条の義務に違反した場合には、甲は、何らかの通知又は催告を要せず、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

5 乙は個人情報に関する取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」を遵守しなければならない。

6 前各頁の規定は、本契約終了後においても適用されるものとする。

(検査)

第 7 条 乙は、一般定期健康診断及び情報機器作業健康診断の全ての給付が完了したとき、別添「仕様書」に基づき報告を行う。

2 甲は、前項の報告を受けた日から 10 日以内に検査を完了し、乙に可否を通知することとする。

3 検査のために必要な費用は、全て乙において負担することとする。

(代金の支払)

第8条 乙は、前条に定める検査に合格したときは、代金の支払いを請求することができる。請求するときは、契約単価にそれぞれの実受診者数を乗じた金額に消費税率を乗じて算出した金額（その額に1円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする）を請求すること。ただし、令和8年度末時点において30歳～39歳である職員の胃検診にかかるものについては、他と分けて請求を行うこと。

2 官署支出官宮崎労働局長は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に支払わなければならない。

3 前項の支払請求書の内容が不備又は不当なため、官署支出官 宮崎労働局長がその理由を明示してこれを乙に返付したときは、返付した日から是正された支払請求書を受理した日までの期間は前項の期間に算入しない。

(支払遅延利息)

第9条 官署支出官宮崎労働局長は、自己の責に帰すべき事由により、前条第2項に定める期間内に対価を支払わないときは、その翌日から起算して支払う日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額（百円未満切捨）を遅延利息として乙に支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第10条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利の全部若しくは一部を第三者に譲渡してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

(危険負担)

第11条 天災その他不可抗力又は甲乙双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなった場合は、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

(費用負担)

第12条 この契約書に別に定めるものを除き、乙がこの契約を履行する上で要する一切の費用は、乙の負担とする。

(納期の有償延期)

第13条 乙は、次条に規定する事由以外の事由により、履行期限内に履行ができないときは、その事由を詳記して、期限内に延期を請求することができる。

2 甲は、前項の場合において、特にやむを得ない事情と認められるものに限り、遅滞料を徴収して延期を許すことができる。

(納期の無償延期)

第14条 乙は、天災地変その他乙の責に帰し得ない事由によって、履行期限内に業務を完了できないときは、甲に対して、その事由を詳記して期限の延期を申請し、許可を得なければならない。

2 前項の場合において、甲は、その事由が正当であると認めるときは、前条の規定にかかわらず、遅滞料を免除することができる。

(遅滞料)

第 15 条 甲は、乙が第 5 条の期限内に業務を完了しないときは、履行期限の翌日から起算した遅滞日数に応じその未納付分に相当する金額に対し年 3. 0 % の割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。

(契約の解除等)

第 16 条 甲は、いつでも自己の都合によって、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合に、乙は、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を、違約金として甲の指定する期間内に国庫に納付しなければならない。なお、第 3 号から第 5 号に該当すると認められるときは、何らの催告を要しない。

(1) 第 13 条、第 14 条の規定により延期が認められた場合を除き、納入期限に合格品の受渡を終了しないとき。

(2) 乙の都合により、乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき。

(3) 乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(4) 甲が行う検査又は納入に際し、乙又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正行為があると認められるとき。

(5) 第 6 条の規定に違反したとき。

3 甲は、乙について民法第 542 条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

4 甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

(損害賠償)

第 17 条 乙は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたときは、甲に対し、その損害を賠償するものとする。

2 甲は、損害を被ったときは、その事実を知った日から 7 日以内に書面で乙に通知しなければならない。

3 乙は、この契約の履行に着手後、第 15 条第 1 項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日から 10 日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

4 甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適当と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第 18 条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何ら催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課

徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

- (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- (3) 乙が競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。なお、甲が契約に際し当該書類を求めていない場合は除く。
- (4) 乙又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。
- (5) 第3項の規定による報告を行わなかったとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

乙は、第1項第3号又は第4号の事実（再委託先に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第19条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の指示に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10%に相当する額を、甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人が、刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- (5) 前条第1項第3号、第4号又は第5号のいずれかに該当したとき。
- (6) 本契約の再委託先について、(5)の状況に至った場合も同様とする。

2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

第20条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0%の割合で計算した額の遅延利息を甲に

支払わなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第 21 条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第 22 条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第 23 条 乙は、前 2 条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前 2 条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第 24 条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除する

ことができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第25条 甲は、第16条第2項、同条第3項、第21条、第22条、第24条第2項及び第30条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第16条第2項、同条第3項、第21条、第22条、第24条第2項及び第30条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第26条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第27条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第28条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他手続きを要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。

(2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。

(3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第29条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(納品物が契約の内容に適合しない場合の措置)

第30条 甲は、第7条に規定する納品検査に合格した納品物を受領した後において、当該納品物が契約の内容に適合していないこと（以下「契約不適合」という。）を知った時から1年以内に（数量又は権利の不適合については期間制限なく）その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第2

号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。

(1) 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと

(2) 直ちに代金の減額を行うこと

2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。

3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適用するものとする。

(個人情報保護)

第31条 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項にいう個人情報、以下同じ。）の漏えい等の防止のため、適切な措置を講じなければならない。

2 乙は、業務に係る個人情報をこの業務の達成に必要な範囲を超えて使用してはならない。

3 乙は、個人情報を複製する場合、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。

4 乙は、個人情報の管理につき、定期的に検査を行うものとする。また、甲は、特に必要と認めた場合は、乙に対し、個人情報の管理状況について、質問し資料の提出を求め、又はその職員に乙の事業所等の関係場所に立ち入り調査をさせることができる。

5 乙は、業務を完了したときは、速やかに個人情報の返却、又は復元不可能な方法による廃棄を行わなければならない。

6 乙は、業務遂行中に事故が発生したときは、直ちに甲に連絡し、その詳細を書面にして報告しなければならない。

(再委託の禁止)

第32条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者（乙の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社を含む。））に委託することはできない。

(安全の確保等)

第33条 乙は、事故防止のため常に安全を確認の上、契約を履行するものとし、契約履行に関連して乙に損害が生じて甲に請求できないものとする。

2 労働災害時の労災保険は、乙の保険を適用するものとする。

(紛争等の解決方法)

第34条 この契約の履行に当たり、甲及び乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上、解決するものとする。

2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については宮崎地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(貸金・物価変動に伴う契約変更の申し入れ)

第35条 甲等及び丙は、契約期間中に、日本国内における貸金水準又は物価水準の変動その他事由により契約金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して契約金額の変更を書面又は電子媒体により請求することができる。ただし請求のあった日を基準日とし、変更を請求する契約金額は基準

日以降の残契約金額が対象となり、残契約期間は基準日から2か月以上なければならない。賃金・物価の変動は、公的な指標に基づいて判断するものとする。

2 前項の規定による請求があったときは、前項に定める賃金・物価の変動を踏まえ、契約金額の変更の可否と変更を可とする場合の金額について甲と乙とが迅速かつ適切に協議して定める。また協議の結果について甲は乙へ遅滞なく書面又は電子媒体により通知しなければならない。協議の結果の通知は、請求のあった日から21日以内に完了するものとする。

(存続条項)

第36条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第6条、第9条、第16条第2項、第17条、第19条、第20条、第23条、第25条、第29条、第30条、第34条及び本条はなお有効に存続するものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 宮崎県宮崎市橘通東3丁目1番22号
支出負担行為担当官
宮崎労働局総務部長 小森 康正

乙

一般定期健康診断単価表

	検査項目	単価(税抜)
基本項目	1 身体計測	円
	2 胸部X線撮影 (間接撮影)	円
	3 胸部X線撮影 (直接撮影)	円
	4 喀痰細胞診 (肺がん検査)	円
	5 血圧測定	円
	6 尿検査	円
	7 血液検査 (赤血球数等)	円
	8 心電図検査	円
	9 胃検診	円
	10 便潜血反応検査	円
	11 問診	円
追加項目	12 血液検査 (空腹時の血中グルコース量等)	円
	13 ヘモグロビンA1c検査	円
	14 微量アルブミン尿検査	円
	15 負荷心電図検査 又は胸部超音波検査	円
	16 頸部超音波検査	円
	17 空腹時のLDL、HDLコレステ ロール及び中性脂肪検査	円
	18 風疹抗体検査	円

情報機器作業健康診断単価表

	検査項目	単価(税抜)
基 本 項 目	1 問診	円
	2 視力検査	円
	3 屈折検査	円
	4 眼位検査	円
	5 調節機能検査	円
	6 眼圧検査	円
	7 筋骨格系に関する検査	円

仕 様 書

契約件名

令和8年度一般定期健康診断及び情報機器作業健康診断にかかる業務委託契約（単価契約）

1 共通事項

（1） 予定対象者

宮崎労働局（以下「労働局」という。）、各労働基準監督署及び各公共職業安定所（以下「署所」という。）に所属する職員・非常勤職員。

予定対象者数は、別紙1（令和8年度予定対象者数）のとおり。なお、本数値は昨年度の対象者に基づくものであるため、若干の変動が予定される。

（2） 未受診者について

各実施場所における受診者は、労働局、署所に所属する職員及び非常勤職員とするが、都合により実施日に所属する労働局、署所で受診できない職員は、労働局及び他の署所における実施場所でも受診できるよう配慮すること。

（3） 個人情報等について

- ① 受託者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の職員が識別され、又は識別され得るものをいう。）の保護の重要性を認識し、本件業務を実施するにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないように適切に取り扱うこと。
- ② 受託者は、本件業務に関して知ることのできた個人情報をほかに漏らしてはならないこと。契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- ③ 受託者は、本件業務のために個人情報を収集するときは、業務を実施するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行うこと。
- ④ 受託者は、本件業務に関して知ることができた個人情報は、漏洩等することのないように、適正な管理のための必要な措置を講じること。又、本件業務に従事している者に対して、業務で知り得た個人情報は、在職中はもちろん退職後も他に漏洩することのないように必要な措置を講ずること。
- ⑤ 受託者は、指示がある場合を除き、本件業務に関して知ることのできた個人情報を健康診断以外の目的で利用し、第三者に提供してはならないこと。
又は、本件業務以外の目的に使用することのないように、個人情報の保護に関し必要な事項を周知すること。
- ⑥ 情報漏えい及び作業計画の大幅な遅延等の問題が生じた場合は、以下の連絡先にその問題の内容について報告すること。

（事業担当部局） 宮崎労働局総務部総務課総務係 0985-38-8820

（契約担当部局） 宮崎労働局総務部総務課会計第一係 0985-38-8820

(4) 再委託について

業務の実施にあたり、その全部を一括して再委託を行うことはできず、業務の一部の再委託に当たって、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分について、一括して再委託することはできない。

また、契約金額に占める再委託契約金額の割合は、原則2分の1未満とする。

なお、再委託を行う場合は、書面にて労働局に申し出たうえで承認を得る必要があるが、再委託の承認に係る書類については、支出負担行為担当官が定める契約書によるものとする。

(5) 通報窓口の設置

厚生労働省では、受注業者の社員等からの通報を受け付ける専用窓口を設置しているので、以下の内容を社内で説明・周知するとともに、説明・周知した結果を別紙様式1「通報窓口の周知完了報告書」により厚生労働省に報告すること。

厚生労働省では、契約の適正な履行の確保を目的として、受注業者に契約違反などがある場合に、受注業者の社員等からの通報を受け付けることができるよう専用窓口を設置しています。

今般、貴社との契約を締結しましたので、当該契約について、今後、不適正な業務の実施が確認された場合又は疑われる場合がありますら、次の専用窓口までご連絡ください。

(通報窓口) 厚生労働省大臣官房会計課会計企画調整室

(1) 書面(郵送)の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省大臣官房会計課会計企画調整室 宛

(2) FAXの場合

厚生労働省大臣官房会計課会計企画調整室

03-3595-2121

(3) メールの場合

keiyaku-tsuho@mhlw.go.jp (専用メールアドレス)

(6) 契約履行後のデータ廃棄の確認方法

本業務で作成したデータ等については、業務の終了に伴い不要となった場合又は労働局総務課会計第一係から廃棄の指示があった場合には、回復が困難な方法により速やかに廃棄し、別紙様式2「一般定期健康診断及び情報機器作業健康診断業務に係るデータ等の利用後の廃棄について」を労働局総務課会計第一係に提出すること。

(7) その他

- ① 本仕様書に定めのない事項または内容について疑義が生じた場合は、その都度労働局総務課総務係(以下「総務係」という。)と協議することとし、また、署所での詳細事項等については、署所の担当者と協議すること。(署所での協議内容につ

- いては、事前に総務係に報告すること。)
- ② この業務委託について、本仕様書または契約事項に明示されていない事項であっても、業務委託の性質上当然必要なものは、総務係の指示に従い受託者の負担で行うこと。
 - ③ 代金については、一般健康診断及び情報機器作業健康診断それぞれの業務が完了し、労働局検査職員の検査合格後に、労働局総務課会計第一係が指定した請求区分ごとに分けて請求すること。
 - ④ 受託者は、一般健康診断及び情報機器作業健康診断を実施する際は、安全に配慮するように努めること。万が一職員に負傷（針刺し等）させたときは、直ちに総務係に負傷させた状況等を報告すること。また、受託者の職員等に対しても、十分な安全対策を講じておくこと。

2 一般健康診断

(1) 履行期間

契約締結日から令和8年11月30日までの土日祝日を除く期間。

ただし、原則として令和8年6月10日から令和8年9月30日までの間に受託者が巡回する又は受託者まで職員が出向くことにより検査を行うこととし、それ以降は予備期間とする。

また、実施日程は2日以上に分けること。

(2) 検査項目及び検査内容

- ① 別紙2のとおり
- ② ただし、脳血管疾患及び心臓疾患の発生にかかわる身体の状態に関する検査（別紙2の項目のうち、腹囲（肥満度）、血圧、血糖、LDLコレステロール・HDLコレステロール（又は中性脂肪）の4項目）において、全て異常の所見があると診断された場合（指導区分で「要治療」「要観察」とされた者を除く）は、下記の検査を行うこととする。
 - a. 空腹時の血中グルコース量の検査
 - b. ヘモグロビンA1c検査
 - c. 微量アルブミン尿検査（尿中たんぱく検査において、疑陽性(±)又は弱陽性(+)の所見があると診断された職員に限る。）
 - d. 負荷心電図検査又は胸部超音波検査
 - e. 頸部超音波検査
 - f. 空腹時のLDLコレステロール検査、空腹時のHDLコレステロール検査及び空腹時の中性脂肪検査
- ③ 予定対象者からの希望があれば、一般定期健康診断時に風疹抗体検査を行うこととする。なお、検査方法はEIA法とする。

(3) 実施場所

原則として、受託者が検査会場を確保して行うこととするが、検診車及び労働局、

署所の会議室等における検査実施の可否について、労働局、署所の担当者と別途協議を行うこと。

なお、会場の確保をするにあたり発生する諸費用は受託者が負担することとする。

(4) 実施方法

- ① 検査日については、労働局、署所の多忙日等を避けるよう事前に総務係と協議の上、労働局、署所ごとの受診会場、受診月日にかかる作業計画書（予定表）を令和8年6月5日（金）までに作成し総務係あて提出すること。なお、作業計画書による実施が困難となった場合は、別途協議すること。
- ② 開始時間は原則午前9時からとするが、労働局、署所の担当者より検査時間の変更希望があった場合や受託者が複数の実施場所を巡回する場合は、協議の上決定すること。
- ③ 労働局、署所において、業務に支障がないよう、実施時間帯を出来る限り分散させて実施するよう総務係と事前に協議すること。
- ④ 各場所の会場設営、受付、撤収は、受託者が行うこと。
- ⑤ 各種検査に必要な器材は、受託者が準備すること。
- ⑥ 検査にあたっては、労働局・署所担当者と受託者の間で事前に検査会場、検診車で検査を行う場合は検診車の駐車位置、開始・終了時刻、業務との関連における留意事項、その他必要事項について協議を行うこと。

(5) 検査結果について

- ① 胸部X線写真及び胃部X線写真の読影については、専門医が行うこと。
- ② 労働局、署所の担当者へ各職員・非常勤職員に個別に配付できるようまとめた受診結果個人票を検査後1ヶ月以内に渡すこととし、健診機関名、医師名のほか、各検査内容の検査成績と総合判定を記載することにより、結果を容易に把握できる内容とすること。

総合判定については、異常の有無や病名等を記載し、異常があった場合は「要再検査」「要精密検査」「要治療」「治療中」等の表示またはこれに代わる記号を付すこと。

なお、検査結果表の書面は封筒に入れる等の方法により第三者の目に触れないようプライバシーに十分配慮したものとすること。

- ③ 総務係・署所の所属長へは、②と同様の受診結果個人票の該当職員・非常勤職員分を2部作成し、検査後1ヵ月以内に報告すること。その場合、労働局所属の職員・非常勤職員分は2部とも総務係へ、署所所属の職員・非常勤職員分は1部を署所の所属長へ、1部を総務係へ報告すること。
- ④ 各検査月の翌月末までに、対象検査月内の職員（非常勤職員を含む）にかかる受診結果をまとめて、電子媒体により1部提供すること。提供する際は、委託者の指示に基づき、受診者ごとに内容を区別して、国が示した電子的標準様式（XML形式）により作成すること。なお、XML形式での結果の提供が困難な場合、全検査項目がXML形式に変換可能なCSV形式での提供も可とする。データはCDで提供すること。
- ⑤ また、全ての検査が終了した時点で電子媒体により全受診者の健診結果を1部提供

すること。提供する際は、委託者の指示に基づき、受診者ごとに内容を区別して、国が示した電子的標準様式（XML形式）により作成すること。なお、XML形式での結果の提供が困難な場合、全検査項目がXML形式に変換可能なCSV形式での提供も可とする。データはCDで提供すること。

- ⑥ 本契約に基づき提供する電子媒体（CD）に係る費用は、すべて委託者の負担とする。

3 情報機器作業健康診断

(1) 履行期間

令和8年12月1日から令和9年2月28日までの土日祝日を除く期間。

ただし、原則として令和8年12月1日から令和9年1月31日までの間に受託者が巡回する又は受託者まで職員が出向くことにより検査を行うこととし、それ以降は予備期間とする。

また、実施日程は2日以上に分けて実施すること。（局、署所の会議室を利用する場合は1日でも可能とする）

(2) 検査項目及び検査内容

- ① 問診（業務歴、既往症、自覚症状の有無）
- ② 視力検査（5m視力、近見視力）
- ③ 屈折検査
- ④ 眼位検査
- ⑤ 調節機能検査
- ⑥ 眼圧検査
- ⑦ 筋骨格系に関する検査

(3) 実施場所

原則として、受託者が検査会場を確保して行うこととするが、検診車及び労働局、署所の会議室等における検査実施の可否について労働局、署所の担当者と別途協議を行うこと。

なお、会場の確保をするにあたり発生する諸費用は受託者が負担することとする。

(4) 実施方法

- ① 検査実施日については、労働局、署所の多忙日等を避けるよう事前に総務係と協議の上、労働局、署所ごとの実施会場、実施月日にかかる作業計画書（予定表）を令和8年10月15日（木）までに作成し総務係あて提出すること。なお、作業計画書による実施が困難となった場合は、別途協議すること。
- ② 検査開始時間は午前9時又は午後1時30分からとするが、労働局、署所の担当者より検査時間の変更希望があった場合や受託者が複数の実施場所を巡回する場合等、特段の事情がある場合は、協議の上決定すること。
- ③ 労働局、署所において、検査が原則として勤務時間中（午前9時00分から午後

12時、午後1時から午後3時00分)に終了するように配慮するとともに、業務に支障がないよう、実施時間帯を出来る限り分散するよう総務係と事前に協議すること。

- ④ 各実施場所の会場設営、受付、撤収は、受託者が行うこと。
- ⑤ 各種検査に必要な器材は、受託者が準備すること。
- ⑥ 検査実施にあたっては、労働局・署所担当者と受託者の間で事前に検査会場、検診車で検査を行う場合は検診車の駐車位置、開始・終了時刻、業務との関連における留意事項、その他必要事項について協議を行うこと。

(5) 検査結果について

- ① 労働局、署所の担当者へ各職員・非常勤職員個別に配布できるようまとめた受診結果個人票を検査後1ヶ月以内に渡すこととし、健診機関名、医師名のほか、各検査内容の検査成績と総合判定を記載することにより、結果を容易に把握できる内容とすること。

総合判定については、異常の有無や病名等を記載し、異常があった場合は「要再検査」「要精密検査」「要治療」「治療中」等の表示またはこれに代わる記号を付すこと。

なお、検査結果表の書面は封筒に入れる等の方法により第三者の目に触れないようプライバシーに十分配慮したものとすること。

- ② 総務係・署所の所属長へは、①と同様の受診結果個人票の該当職員・非常勤職員分を2部作成し、検査後1ヵ月以内に報告すること。その場合、労働局所属の職員・非常勤職員分は2部とも総務係へ、署所所属の職員・非常勤職員分は1部を署所の所属長へ、1部を総務係へ報告すること。

4 仕様内容の説明と質疑及びその回答について

入札に参加される事業者については、随時、仕様内容等について説明を行う。

担当者 宮崎労働局 総務部 総務課 総務係 吉田
会計第1係 谷川

電話番号 0985-38-8820

メールアドレス miyazakikaikei@mhlw.go.jp

※重要な質疑等の回答については、「入札関係書類受領書」を提出した事業者全てに対し、当局から回答するものとする。

5 落札者の決定方法

本入札にかかる落札者の決定にあたっては、各検査項目の単価に別紙1の予定対象者数を乗じて得た額を加算した額により、予定価格の制限の範囲内で最も低廉な額をもって入札した者を落札者とする。

令和8年度予定対象者数

検査項目		労働局	宮崎署	延岡署	都城署	日南署	宮崎所	延岡所	日向所	都城所	日南所	高鍋所	小林所	合計人数	
一般定期健康診断	身体計測	145	24	22	18	6	87	36	15	30	13	19	14	429	
	胸部X線撮影	間接撮影	143	24	22	18	6	84	36	14	30	13	18	14	422
	喀痰細胞診		6	1	6	0	0	1	4	2	0	1	2	0	23
	血圧測定		145	24	22	18	6	87	36	15	30	13	19	14	429
	尿検査		145	24	22	18	6	87	36	15	30	13	19	14	429
	血液検査		137	20	15	15	2	71	33	12	25	12	16	10	368
	心電図検査		137	19	15	15	2	71	33	12	25	12	15	10	366
	胃検診	胃部X線間接撮影	60	3	6	6	1	35	17	0	11	9	12	6	166
	便潜血反応検査	便潜血反応検査2日法	113	16	12	8	2	62	30	9	22	11	12	10	307
	問診		145	24	22	18	6	87	36	15	30	13	19	14	429
VDT健康診断		34	2	0	9	0	1	0	0	4	0	16	9	75	

一般定期健康診断実施項目

検査項目	検査内容	対象者
1 身体計測	身長・体重・BMI値・腹囲 視力・聴力	全員(腹囲のみ40歳以上の者)
2 胸部X線撮影		全員【40歳未満の職員(20歳、25歳、30歳、35歳の職員は除く)における場合は医師が必要でないと認める者を除く】
3 喀痰細胞診 (肺がん検査)		40歳以上で下記に該当する者 ・喫煙指数(1日の平均喫煙本数×喫煙年数)が600以上となる者(過去における喫煙者を含む)
4 血圧測定		全員
5 尿検査	蛋白・糖	全員
6 血液検査	赤血球数 白血球数 血色素量 ヘマトクリット値 AST(GOT) ALT(GPT) γ-GTP LDLコレステロール HDLコレステロール 中性脂肪 血糖(空腹時血糖検査)	35歳及び40歳以上の者
7 心電図検査		35歳及び40歳以上の者
8 胃検診	胃内視鏡検査又は胃部X線間接撮影	50歳以上の者
9 便潜血反応検査	便潜血反応検査2日法	40歳以上の者
10 問診	既往歴及び業務歴(喫煙歴、服薬歴) 自覚症状、他覚症状の有無	全員(喫煙歴及び服薬歴は40歳以上)

平成 年 月 日

通報窓口の周知完了報告書

受託者名

当社が厚生労働省と契約しました「一般定期健康診断及び情報機器作業健康診断業務」の実施に当たりまして、厚生労働省では、受託業者が契約に違反した場合、受注業者の社員等から通報を受け付ける専用窓口を設置していることを、以下のとおり当社社員へ周知しましたので、報告します。

【周知方法】

(掲示板への掲示、メール等、周知の方法を具体的に記載すること。)

【周知内容】

(周知した内容を具体的に記載すること。)

年 月 日

一般定期健康診断及び情報機器作業健康診断業務に係る
データ等の利用後の廃棄について

受託者名

業務履行中に作成・活用されたデータ等については、下記のとおり廃棄しましたので、報告します。

記

- 1 データの媒体等及び廃棄方法
(該当する①データの媒体等と②その廃棄方法の両方に○をつけてください。)
 - ・ ①電磁的記録媒体 — ②裁断
 - ・ ①紙媒体 — ②焼却 or 溶解 or 裁断
 - ・ ①外部ネットワークに物理的に接続していないパソコンのデータ — ②データ消去
 - ・ その他 ① (媒体等の種類を記載) — ② (廃棄方法を記載)※ ①と②の組み合わせがない場合も「その他」に記載願います。

- 2 廃棄が完了した年月日
年 月 日

※上記1の廃棄が全て完了した年月日を記入してください。